

	おめでようございます	6月16日～7月16日届け出分
	すこやか	(地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

能美町
沼田 瑚夏 (高田・7月8日)

	ご冥福をお祈りします	6月1日～30日届け出分
	おくやみ	(地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町	
落野 鋼治 (中央・80歳)	松場 博和 (切串・62歳)
小松 月枝 (切串・91歳)	福島チエ子 (切串・96歳)
宇根美智江 (小用・85歳)	上田久美枝 (小用・81歳)
伊藤 末子 (小用・94歳)	蟬本 照夫 (小用・75歳)
岡本 敏雄 (小用・79歳)	新宮 孝子 (江南・91歳)

能美町	
久木チサミ (中町・83歳)	中野 幸子 (中町・83歳)
津田富美子 (中町・93歳)	奥河内文枝 (中町・88歳)
佐伯 秋子 (鹿川・89歳)	保田まさ子 (高田・76歳)
中本 勝征 (高田・81歳)	

沖美町	
三浦 寛子 (美能・95歳)	大越ヨシエ (美能・93歳)
河野ヨチエ (美能・95歳)	大櫻 博 (三吉・91歳)
福本 重弘 (三吉・89歳)	水野 昌江 (三吉・93歳)
瀬川 忠正 (岡大王・91歳)	

大柿町	
浅見 月美 (飛渡瀬・84歳)	山根 菊枝 (大原・83歳)
大瀧眞由美 (小古江・82歳)	川上 進一 (小古江・75歳)
金村シズカ (柿浦・99歳)	山野 幸樹 (柿浦・56歳)
角野喜美枝 (柿浦・79歳)	

	令和7年6月30日現在
	人口と世帯数 (外国人市民を含む)

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,613	3,496	7,109	4,287
能 美	2,285	2,373	4,658	2,556
沖 美	1,403	1,321	2,724	1,676
大 柿	2,866	2,992	5,858	3,219
全 体 (前月比)	10,167 (40)	10,182 (▲30)	20,349 (10)	11,738 (40)

	8月の当番医	※日程は変更することがあります。
	保健医療課	☎0823-43-1639

3日(日)	森藤医院 (江田島町切串)	☎0823-44-1156
	診療時間：午前10時～午後5時	
10日(日)	澤医院 (大柿町小古江)	☎0823-57-2003
	診療時間：午前10時～午後5時	
	梶川医院 (沖美町岡大王)	☎0823-48-0201
	診療時間：午前10時～午後5時	
11日(月・祝)	吉田病院 (江田島町津久茂)	☎0823-42-1100
	診療時間：午前9時～午後5時	
	大君浜井病院 (大柿町大君)	☎0823-57-5678
	診療時間：午前10時～午後5時	
14日(休)	芸南クリニック (大柿町柿浦)	☎0823-57-3705
	診療時間：午前10時～午後5時	
15日(金)	川崎医院 (能美町鹿川)	☎0823-45-2031
	診療時間：午前10時～午後5時	
	島の病院おおたに (能美町中町)	☎0823-45-0303
	診療時間：午前10時～午後5時	
	青木病院 (江田島町中央)	☎0823-42-1121
	診療時間：午前9時～午後5時	
24日(日)	砂堀医院 (能美町中町)	☎0823-45-3333
	診療時間：午前10時～午後5時	
31日(日)		

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。
※夜間のこどもの急病で困ったら、☎局番なし#8000(こどもの救急相談)へ。看護師等が相談に応じます。
つながらない場合は☎082-555-8870(毎日午後7時～翌午前8時まで)
※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、☎局番なし#7119(救急相談センター)へ
つながらない場合は☎082-246-2000へお問い合わせください。(24時間 365日対応)

	8月の相談
---	-------

■心配ごと相談 (午後1時～3時30分)
☎ 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032
5日(火) 能美保健センター

■市顧問弁護士による法律相談 (午前10時～午後3時)
☎ 総務課☎0823-43-1111(代)
21日(木) 市役所本庁 (18ページをご覧ください)

	市税などの納期限	口座振替日 9月1日(月)
---	----------	---------------

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日も納付できます。	
市県民税 (2期)	☎0823-43-1636
国民健康保険税 (2期)	☎0823-43-1636
後期高齢者医療保険料 (2期)	☎0823-43-1639
介護保険料 (2期)	☎0823-43-1651
保育料 (8月分)	☎0823-42-2852
住宅使用料 (8月分)	☎0823-43-1647



火災・救急・救助は119番

●消防本部・消防署
☎0823-40-0119(代)

●能美出張所
☎0823-45-4739

火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

令和7年6月1日～30日
火災・救急件数
火災 1件(10件)
救急 119件(794件)
※()内は令和7年1月から
の累計

夏の夜、楽しい花火を安全に

夕暮れ時、帰省中の孫がおじいちゃんと一緒に手持ち花火を楽しむ。そんな光景は、田舎ならではの夏の風物詩です。家族の笑顔がはじけるひとときは、きっと心に残る思い出になるでしょう。

しかし、毎年この時期、全国では花火が原因の火災や火傷などの事故が後を絶ちません。どんなに小さな花火でも、火を扱う以上は十分な注意が必要です。

風の強い日や乾燥した日は特に気をつけてください。火の粉が飛び、庭の枯れ草やごみ、さらには住宅や車に燃え移るおそれがあります。花火を楽しむ際は、必ず周囲の安全を確認し、広くて風通しのよい、燃えやすいもののない場所を選んでください。庭で行う場合も、家屋から十分に離れることが重要です。

また、使用前にはバケツに水を用意し、使用後の花火は必ず水に浸してから処分をしてください。後始末をしっかり行うことも、大切なルールです。

花火は、正しく使えば、家族の絆を深める素敵なひとときを演出してくれます。楽しい思い出を悲しい事故に変えないために、花火はルールを守って、安全に楽しみましょう。



知って得する付加年金

☎ 市民生活課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710

年金
だより

付加年金で、将来受け取る年金額を増やせることをご存知ですか？
付加保険料を納めると、老齢基礎年金に上乗せされる形で付加年金が支給されます。

納めることができる方
国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者
ただし、次の方は納めることができません。
国民年金保険料の納付を免除・猶予されている方
国民年金基金に加入している方

※個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入可能ですが、個人型確定拠出年金の掛金上限額があるため、納付額によって付加保険料と併用できない場合があります。

付加保険料の額 月400円
付加年金額
付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。
例) 20歳から60歳到達までの40年間、付加保険料を納めていただいた場合
200円×480月(40年)＝96,000円(年額)

※付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

付加保険料を納める際の留意点
付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。
月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末は、翌月最初の金融機関等の営業日が納期限となります。
納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
付加保険料の納付をやめたい場合は、「付加保険料納付辞退申出書」の提出が必要になります。